

約款の改定

■対象となるご契約

① 定期保険 ※1

お申込日が平成 20 年 4 月 7 日～平成 26 年 3 月 18 日のご契約

② 定期保険（無解約返戻金型）※1

お申込日が平成 26 年 3 月 19 日～平成 29 年 3 月 31 日のご契約

③ 終身保険（低解約返戻金型）※1

お申込日が平成 25 年 10 月 16 日～平成 29 年 3 月 31 日のご契約

④ 引受基準緩和型定期保険（無解約返戻金型）※1

お申込日が平成 28 年 9 月 14 日～平成 29 年 3 月 31 日のご契約

⑤ 医療保険（定期型）

お申込日が平成 20 年 4 月 7 日～平成 29 年 3 月 31 日のご契約

⑥ 終身医療保険（無解約返戻金型）

お申込日が平成 27 年 9 月 16 日～平成 29 年 3 月 31 日のご契約

⑦ がん保険（定期型）

お申込日が平成 22 年 7 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日のご契約

⑧ がん保険（終身型）※2

お申込日が平成 22 年 7 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日のご契約

※1 リビング・ニーズ特約が付加されているご契約に限ります。

※2 がん手術給付特約（終身型）が付加されているご契約に限ります。

■改定日

平成 29 年 4 月 1 日

■改定内容

1. リビング・ニーズ保険金の請求制限に関する規定の改定

更新が可能な契約において、保険期間満了日までの期間が 1 年以内でもリビング・ニーズ保険金を請求可能にしました。

2. 骨髄幹細胞採取手術に関する規定の改定

骨髄幹細胞採取手術の支払要件を別建てにいたしました。

3. 死亡時返還金の受取人に関する規定の改定

死亡時返還金の受取人を、「契約者」から「契約者の法定相続人の代表者」に変更いたしました。

4. 悪性新生物根治放射線照射の支払要件に関する規定の改定

支払要件から、「50 グレイ以上」を削除いたしました。

改定内容		対象となる保険商品									
		①定期保険	②定期保険 (無解約返戻金型)	③終身保険 (低解約返戻金型)	④引受基準緩和型 定期保険 (無解約返戻金型)	⑤医療保険 (定期型)	⑥終身医療保険 (無解約返戻金型)	⑦がん保険 (定期型)	⑧がん保険 (終身型)		
			リビング・ ニーズ 特約		がん 特約			がん手術 給付特約 (定期型)		がん手術 給付特約 (終身型)	
1	リビング・ニーズ 保険金の請求 制限に関する 規定の改定	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
2	骨髄幹細胞 採取手術に 関する規定の 改定	-	-	○	-	○	-	-	-	-	
3	死亡時返還 金の受取人に 関する規定の 改定	-	-	○	-	-	○	-	-	-	
4	悪性新生物根 治放射線照射 の支払要件に 関する規定の 改定	-	-	-	○	-	-	○	-	○	
		↓		↓		↓		↓		↓	
詳細につきましては、 次ページ以降を ご確認ください。		P.3	P.4～P.6		P.7		P.8		P.9		

- ① 定期保険
- ② 定期保険（無解約返戻金型）
- ③ 終身保険（低解約返戻金型）
- ④ 引受基準緩和型定期保険（無解約返戻金型）

※リビング・ニーズ特約が付加されているご契約に限ります。

改定箇所は、以下のとおりです。

ご契約をお申込みいただいた日に応じて、A、B のいずれかをご覧ください。

お申込日		
平成 20 年 4 月 7 日～平成 28 年 9 月 13 日	➡	下記 A をご覧ください
平成 28 年 9 月 14 日～平成 29 年 3 月 31 日	➡	下記 B をご覧ください

■リビング・ニーズ特約

○リビング・ニーズ保険金の請求制限に関する規定の改定

更新が可能な契約において、保険期間満了日までの期間が 1 年以内でもリビング・ニーズ保険金を請求可能にしました。

該当箇所		改定内容
A	第 4 条（リビング・ニーズ保険金の支払） 第 1 項 第 2 号	「主契約の保険期間満了日までの期間」とあるのを 「主契約の保険期間満了日 <u>（保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）</u> までの期間」に読み替えます。
B	第 4 条（リビング・ニーズ保険金の支払） 第 1 項 第 2 号 第 20 条（引受基準緩和型定期保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則）	

⑤ 医療保険（定期型）

改定箇所は、以下のとおりです。

ご契約をお申込みいただいた日に応じて、C～E のいずれかをご覧ください。

お申込日	
平成 20 年 4 月 7 日～平成 22 年 3 月 1 日	→ 下記 C をご覧ください
平成 22 年 3 月 2 日～平成 23 年 1 0 月 1 日	→ 下記 D をご覧ください
平成 23 年 10 月 2 日～平成 29 年 3 月 31 日	→ 下記 E をご覧ください

■ 医療保険（定期型） 普通保険約款

○ 骨髄幹細胞採取手術に関する規定の改定

骨髄幹細胞採取手術の支払要件を別建てにいたしました。

該当箇所	改定内容
E 第 9 条（給付金の支払） 第 1 項 表「手術給付金」の「支払事由」	<p>「④ <u>組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植するため、責任開始期からその日を含めて 1 年を経過した日以後に行われた骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）</u></p> <p>⑤ つぎのいずれかの先進医療による診療行為</p> <p>（a）別表 5 に定める先進医療に該当する診療行為（診断及び検査を直接の目的とした診療行為、ならびに、輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与による診療行為を除きます。）</p> <p>（b）別表 5 に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為」</p> <p>とあるのを</p> <p>「④ つぎのいずれかの先進医療による診療行為</p> <p>（a）別表 5 に定める先進医療に該当する診療行為（診断及び検査を直接の目的とした診療行為、ならびに、輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与による診療行為を除きます。）</p> <p>（b）別表 5 に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為」</p> <p>に読み替え、次ページの表を追加します。</p>

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
手術給付金	<p>被保険者が、保険期間中に、つぎの条件をすべて満たす手術を受けたとき。</p> <p>(1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植するため、責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）。なお、第43条（保険契約の更新）の規定により保険契約が更新された場合には、更新日から支払対象となります。</p> <p>(2) 備考1の2に定める病院または診療所において受けた手術</p>	<p>手術1回につき、入院給付金日額（手術を開始した日における額とします。）×契約時に定めた一定の給付倍率</p>	被保険者	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p> <p>(8) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波。ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。</p>

○死亡時返還金の受取人に関する規定の改定

死亡時返還金の受取人を、「契約者」から「契約者の法定相続人の代表者」に変更いたしました。

該当箇所		改定内容
C	第40条（死亡時返還金） 第1項	「被保険者が保険期間中に死亡した場合、会社は保険契約者に被保険者の死亡時点における責任準備金を返還します。」 とあるのを 「被保険者が保険期間中に死亡した場合、会社は保険契約者に被保険者の死亡時点における責任準備金を返還します。 <u>なお、保険契約者と被保険者が同一人の場合には、保険契約者の法定相続人の代表者に返還します。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。</u> 」 に読み替えます。
D E	第44条（死亡時返還金） 第1項	「被保険者が保険期間中に死亡した場合、会社は保険契約者に被保険者の死亡時点における責任準備金を返還します。この場合、未経過期間返還金があるときは、あわせてこれを保険契約者に支払います。」 とあるのを 「被保険者が保険期間中に死亡した場合、会社は保険契約者に被保険者の死亡時点における責任準備金を返還します。この場合、未経過期間返還金があるときは、あわせてこれを保険契約者に支払います。 <u>なお、保険契約者と被保険者が同一人の場合には、保険契約者の法定相続人の代表者に返還します。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。</u> 」 に読み替えます。

■がん特約

○悪性新生物根治放射線照射の支払要件に関する規定の改定

支払要件から、「50グレイ以上」を削除いたしました。

該当箇所		改定内容
C	別表2：対象となる	「4. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした <u>50グレイ以上の照射</u> で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）」 とあるのを 「4. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした <u>照射</u> で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）」 に読み替えます。
D	手術	
E		

⑥ 終身医療保険（無解約返戻金型）

改定箇所は、以下のとおりです。

お申込日が平成 27 年 9 月 16 日～平成 29 年 3 月 31 日のご契約が対象となります。

■終身医療保険（無解約返戻金型） 普通保険約款

○骨髄幹細胞採取手術に関する規定の改定

骨髄幹細胞採取手術の支払要件を別建てにいたしました。

該当箇所	改定内容			
<p>第10条（給付金の支払） 第1項 表「手術給付金」の 「支払事由」</p>	<p>「④ 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植するため、責任開始期の属する日からその日を含めて 1 年を経過した日以後に行われた骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）。」 を削除し、以下の表を追加します。</p>			
	名称	支払事由	支払額	受取人 免責事由
手術給付金	<p>被保険者が、保険期間中に、つぎの条件をすべて満たす手術を受けたとき。 （1）組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植するため、責任開始期の属する日からその日を含めて 1 年を経過した日以後に行われた骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）。なお、第 58 条（医療保険（定期型）から移行された場合の取扱い）の規定により保険契約が医療保険（定期型）から移行された場合には、移行日から支払対象となります。 （2）備考 1 の 2 に定める病院または診療所において受けた手術</p>	<p>手術 1 回につき、つぎのいずれかの金額 （1）Ⅰ型の場合 入院給付金日額の 10 倍 （2）Ⅲ型の場合 手術給付金額</p>	<p>被保険者 つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき （1）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 （2）被保険者の犯罪行為 （3）被保険者の精神障害を原因とする事故 （4）被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 （5）被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 （6）被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 （7）被保険者の薬物依存 （8）戦争その他の変乱、地震、噴火または津波。ただし、支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。</p>	

⑦ がん保険（定期型）

改定箇所は、以下のとおりです。

お申込日が平成 22 年 7 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日のご契約が対象となります。

■がん保険（定期型） 普通保険約款

○死亡時返還金の受取人に関する規定の改定

死亡時返還金の受取人を、「契約者」から「契約者の法定相続人の代表者」に変更いたしました。

該当箇所	改定内容
第42条（死亡時返還金） 第1項	「被保険者が保険期間中に死亡した場合、会社は保険契約者に被保険者の死亡時点における責任準備金を返還します。この場合、未経過期間返還金があるときは、あわせてこれを保険契約者に支払います。」 とあるのを 「被保険者が保険期間中に死亡した場合、会社は保険契約者に被保険者の死亡時点における責任準備金を返還します。この場合、未経過期間返還金があるときは、あわせてこれを保険契約者に支払います。 <u>なお、保険契約者と被保険者が同一人の場合には、保険契約者の法定相続人の代表者に返還します。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。</u> 」 に読み替えます。

■がん手術給付特約（定期型）

○悪性新生物根治放射線照射の支払要件に関する規定の改定

支払要件から、「50グレイ以上」を削除いたしました。

該当箇所	改定内容
別表1：対象となる手術	「4. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした <u>50グレイ以上の照射</u> で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）」 とあるのを 「4. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした <u>照射</u> で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）」 に読み替えます。

⑧ がん保険（終身型）

※がん手術給付特約（終身型）が付加されているご契約に限ります。

改定箇所は、以下のとおりです。

お申込日が平成 22 年 7 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日のご契約が対象となります。

■がん手術給付特約（終身型）

○悪性新生物根治放射線照射の支払要件に関する規定の改定

支払要件から、「50 グレイ以上」を削除いたしました。

該当箇所	改定内容
別表 1：対象となる手術	「4. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした <u>50 グレイ以上の照射</u> で、施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）」 とあるのを 「4. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした <u>照射</u> で、施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）」 に読み替えます。